

四日市港管理組合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月21日

条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第3条 四日市港管理組合の機関（議会を除く。以下同じ。）（以下「管理組合の機関」という。）は、開示決定等を、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、管理組合の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、管理組合の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、管理組合の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、管理組合の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない開示請求に係る手数料の額は、無料とする。ただし、保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示を受ける者は、管理組合の機関が別に定めるところにより、当該保有個人情報の写しの交付又は電磁的記録の開示に要する費用を負担しなければならない。

(四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第6条 管理組合の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、四

日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 29 年四日市港管理組合条例第 10 号）第 3 条第 1 項に規定する四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前 2 号の場合のほか、管理組合の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理組合の機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（四日市港管理組合個人情報保護条例の廃止）
- 2 四日市港管理組合個人情報保護条例（平成 21 年四日市港管理組合条例第 1 号）は、廃止する。
（四日市港管理組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の四日市港管理組合個人情報保護条例（以下「旧四日市港管理組合個人情報保護条例」という。）第 10 条又は第 11 条第 3 項の規定によるその業務に関して知り得た旧四日市港管理組合個人情報保護条例第 2 条第 1 号に規定する個人情報（以下この項において「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) 前項の規定の施行の際現に旧四日市港管理組合個人情報保護条例第 2 条第 2 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 4 附則第 2 項の規定の施行の日前に旧四日市港管理組合個人情報保護条例第 12 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 27 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 33 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による請求（議会に対するものを除く。）がされた場合における旧四日市港管理組合個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等については、なお従前の例による。
- 5 旧四日市港管理組合個人情報保護条例第 45 条の規定による旧四日市港管理組合個人情報保護条例の運用状況の公表については、なお従前の例による。

- 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧四日市港管理組合個人情報保護条例第4条第1項第8号に規定する電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧四日市港管理組合個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 旧四日市港管理組合個人情報保護条例第11条第1項の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、附則第6項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各項の罰金刑を科する。